

湯浅町子どもの読書活動推進計画



令和 7 年 2 月

湯浅町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	子どもの読書活動の意義	1
2	国の動向	1
3	県の動向	2
4	湯浅町の子どもの読書状況	2

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	3
2	基本方針	3
3	計画の期間	3

第3章 子どもの読書活動推進の方策

1	家庭における子どもの読書活動の推進	4
(1)	家庭の役割	4
(2)	家庭における読書を支援する取組	4
2	町立図書館における子どもの読書活動の推進	5
(1)	町立図書館の役割	5
(2)	町立図書館における読書を支援する取組	5
3	学校等における子どもの読書活動の推進	6
(1)	こども園等の役割	6
(2)	こども園等における読書を支援する取組	6
(3)	学校の役割	6
(4)	学校における読書を支援する取組	7
4	町民への啓発	8

資料

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	9
2	学習指導要領における学校図書館の位置付け（抜粋）	12

第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

近年、情報化社会の進展とともに社会構造は急速に変化しており、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。情報通信技術の発展やスマートフォン等の普及により、さまざまな情報が手元で容易に得られる社会となり、利便性が飛躍的に向上しています。学校教育では、G I G Aスクール構想によって、1人1台タブレットの整備や通信ネットワーク環境の整備が進み、配布したタブレットを使用することで、子どもたちの興味関心に基づいた調べ学習等で知りたい情報をすぐに得られ、効率的かつ深い学びにつながっています。

情報化社会の進展の一方で、本を通じた情報収集や親子のコミュニケーションの育成等の活動は減少傾向にあり、子どもの読書意欲の停滞が憂慮されています。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、幼い頃の本の世界との出会いやその後の読書習慣は、子どもたちの夢の実現やたくましく生きる力を育むなど、大きな役割を担うものです。そのため、未来を担う子どもたちのために読書環境の整備を推進していく必要があります。

2 国の動向

国においては、子どもの読書離れに対する懸念を背景に作られた「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年4月に第四次基本計画、令和5年3月に第五次基本計画が策定されました。

第五次基本計画では、第三次基本計画で示された「不読率の低減」が改善されていないことを踏まえ、引き続き基本方針に掲げられた上に、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」が掲げられています。

3 県の動向

和歌山県においては、推進法第9条第1項の規定に基づき、平成16年3月に「和歌山県子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後、更なる読書活動推進をめざし、令和6年8月に第五次計画を策定しました。第五次計画では、国の第五次基本計画の基本方針4点を基本方針としています。

4 湯浅町の子どもの読書状況

毎年4月に実施される全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査によると、本町では「学校の授業時間以外に1日あたり全く読書をしない児童生徒の割合」は小学生で25%前後、中学生は40%前後で推移しています。特に中学生においては、不読率が小学生より大幅に高くなっています。小学校から中学校に進むに従い、読書離れの傾向がみられます。

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、さまざまな情報メディアに囲まれて過ごしています。情報メディアの普及や成長に合わせ、子どもたちの興味関心も多様化し、生活習慣も変化してきています。その変化の過程において、本と出会う機会が少なくなり、読書を楽しむことや読書習慣を形成することは難しくなっています。全国的にも「不読率の低減」が10年以上課題となっていることと、調査の結果から本町でも同様の傾向であることがうかがえ、読書習慣の定着、読書活動の推進をする必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本町では、令和2年10月に湯浅町立図書館をJR湯浅駅隣接の「湯浅えき蔵」に移転し、リニューアルオープンしました。それ以降、「えき蔵図書館」として多くの町民に親しまれています。

この計画は、「第四次湯浅町長期総合計画」を踏まえ、子どもたちが自主的に読書に親しむことができるよう、家庭・図書館・学校・こども園等、関係機関の役割を明確にし、それぞれが連携し、社会全体で子どもの読書活動の推進を図るための指針として策定するものです。

2 基本方針

子どもが主体的に読書活動に取り組むためには、読書を通じて未知の世界や考えを知り、さまざまな立場から物事を考える経験を積みながら、読書の喜びを実感することが大切になります。こうした経験を通じて、主体的に幅広いジャンルの本を選び取り、自ら考える力を身につけることを「読書の質」の向上と捉え、子どもの発達段階や興味関心に寄り添いながら、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書が楽しいと感じられるように、読書習慣の形成を効果的に図るよう取り組みます。

3 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、最も身近にいる保護者が率先して、子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。乳幼児期における絵本を介した語りかけは、楽しい時間を共有することにより信頼関係を深め、聞く力を養い、豊かな言葉を獲得し、健やかな心の成長を育みます。また、身近な大人が読書をする姿勢を見せたり、家族で本の感想を語り合ったりすることは、子どもが読書に興味を持つきっかけになります。子どもと保護者が一緒に本に親しみ、本を通して楽しい時間を過ごすことが、将来、読書好きな子どもたちを育てるにつながります。

このようなことから、家庭においては、読み聞かせをしたり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要となります。

(2) 家庭における読書を支援する取組

- ◆ 子どもと保護者の絵本を介した心のふれあいを目的とする、赤ちゃんから絵本に親しんでもらうためのブックスタート事業の継続に努めます。
- ◆ 子どもの発達段階や興味・関心に応じた働きかけを行うため、セカンドブック事業を検討します。
- ◆ 子どもに読書を強要せず、自然に興味がわくように、読み聞かせや「家読（うちどく）」など、家庭で読書を楽しむ時間を作り、幼少期から読書を習慣づけられるよう啓発に努めます。

2 町立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 町立図書館の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場所です。子どもたちが興味を持つさまざまなジャンルやレベルの本を所蔵することで、幅広い読書体験が可能となります。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることができる場所です。

図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、展示会、ブックトーク、講座等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供等も行います。このようなことから、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たします。

(2) 町立図書館における読書を支援する取組

- ◆ 子どもの成長に応じた読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図るため、読み聞かせボランティアによるおはなし会の継続に努めます。
- ◆ 町内すべての小中学生に町立図書館利用カードと読書記録帳を配布し、町立図書館に足を運ぶきっかけをつくります。
- ◆ 図書館見学の受け入れや、季節に合わせた企画展示、ブックトークやP.O.Pコンテストを開催し、子どもたちの本に対する関心を高めるよう努めます。
- ◆ 秋の読書週間に合わせて「えき蔵フェス」を開催し、講演会やおはなし会等、読書に関連するイベントを実施することで、子どもを含む町民が読書に親しむ機会を提供します。
- ◆ 小学校高学年から中学・高校へと学年が進むにしたがって読書離れが進む傾向にあることを踏まえて設置しているヤングアダルトコーナーの充実に努めます。
- ◆ すべての子どもに本を読む喜びを伝えるため、点字付き図書や触る絵本など、バリアフリー一本のさらなる収集に努めます。
- ◆ 図書館職員と学校司書の情報交流を密にし、各学校への団体貸出を強化したり、選書の相談に乗ったりするなどして、引き続き読書環境の充実に努めます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) こども園等の役割

子どもにとって、乳幼児期から本に親しみ、読書の楽しさを体験することは、その後の読書習慣の形成にとって非常に大切です。就学前の子どもたちが、家庭と同様に長い時間を過ごし、身近な場所であるのが、こども園や保育園、幼稚園です。園でのさまざまな活動において、子どもたちが絵本や物語などに親しみ、興味をもって聴き、想像をする楽しさを味わう機会を積極的に創り出していくことが求められています。乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるように、こども園等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行なうことが期待されます。

(2) こども園等における読書を支援する取組

- ◆ 各園では普段から絵本の時間を設けており、今後も乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して本に触れることができるようなスペースの確保に努めます。
- ◆ 町立図書館の団体貸出を利用したり、保護者・ボランティア等と連携・協力したりするなどして、読書環境の整備を図ります。
- ◆ 発達の段階に応じた本を選定し、蔵書の充実に努めます。
- ◆ 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実します。

(3) 学校の役割

学校は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、かけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法第21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています。子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもたちが自由に読書に親しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。

小学校・中学校等の学習指導要領において、各教科等の学習を通じて言語活動を充実することが重視されており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。言語能力の育

成を図るために、各学校において、各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、子どもたちの自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の積極的な活用を図り、資料を活用した情報の収集等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。子どもたちに必要とされる資質・能力を育成するためにも、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが大切です。

（4）学校における読書を支援する取組

- ◆ 日常生活においても子どもたちの読書意欲が高まるよう、各学校において、国語科を中心にしてすべての教科を通してさまざまな文章や資料を読んだり調べたりするなど、読書指導の充実を図ります。
- ◆ 小学校・中学校での朝読を継続します。
- ◆ 小学校での学校司書やボランティアサークルによる読み聞かせ活動を継続します。
- ◆ 中学校での学年ごとに開催しているビブリオバトルや授業での調べ学習等を通して、さまざまな分野の本に触れる機会を設けます。
- ◆ 図書だよりの発行を通じて、学校図書館における取り組みを子どもだけでなく保護者にも紹介し、家庭における読書の習慣づけにつなげるよう努めます。
- ◆ 学校図書館においては、可能な限り子どもや教職員が最大限自由に利活用できるよう、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、子どもたちの登校時から下校時までの開館に努めます。
- ◆ 全教職員が読書の重要性を理解し、学校図書館が学校教育の中核的な役割を果たせるよう、古くなった本の入れ替えや蔵書の充実に努め、機能の強化を図ります。

4 町民への啓発

(1) 広報・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進していくためには、家庭における保護者、学校における教職員等、子どもの身近にいる大人が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解していくことが必要です。

また、町全体で子どもの読書活動を推進していくために、広く町民に対して子どもの読書活動についての理解を促すことが大切です。さらには、読書活動を通じた地域づくりも望まれます。

(2) 読書環境の整備

子どもたちに読書習慣を身に付けさせるためには、大人が日常生活において読書活動に積極的に取り組むことが大きな役割を果たします。

子どもの読書活動を一層推進していくために、保護者や教職員、地域の大人が自ら読書に親しみ、読書活動の意義や重要性について理解・関心が深まるよう、町全体で読書活動に取り組む環境の整備に努めます。

(3) 具体的な取組

- ◆ ホームページ、広報誌、図書だより等を通して、推薦図書の紹介やイベント情報の発信を強化します。
- ◆ 本町には複数の読書サークルがあり、地域の自主的な活動を通して、子どもの読書に親しむ機会が提供されています。図書館や学校、こども園、読書サークルの連携・協力を強化するとともに、地域住民がより読書サークルに参画しやすい環境整備に努めます。
- ◆ 子どもの本との出会いを支援するために、発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを作成・配布します。

資料

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にの

つとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推

進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 学習指導要領における学校図書館の位置づけ（抜粋）

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
総則	学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。		
国語科	内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。	内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。	

社会科	学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。	情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。
総合的な学習の時間	学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。	
特別活動	学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通し立て、振り返ること。	現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通し立て、振り返ること。 自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。